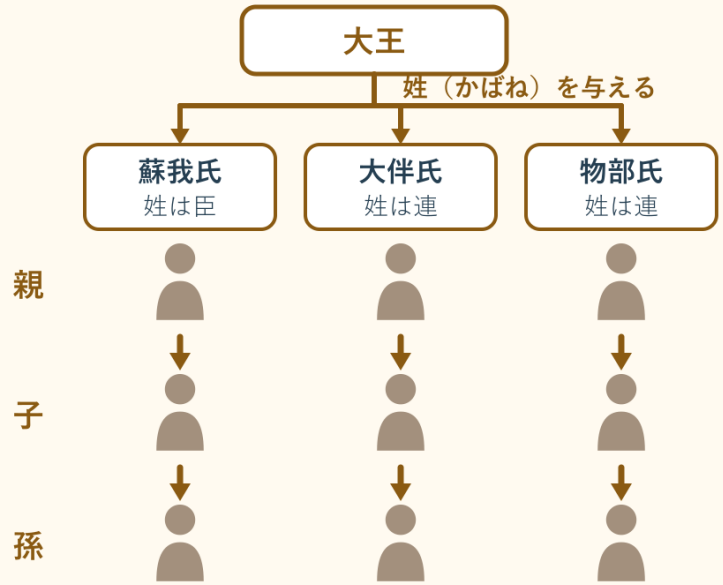
家柄から能力へ：氏姓制度と冠位十二階

冠位十二階は、それまでの豪族の地位の決め方とどこが違うのか

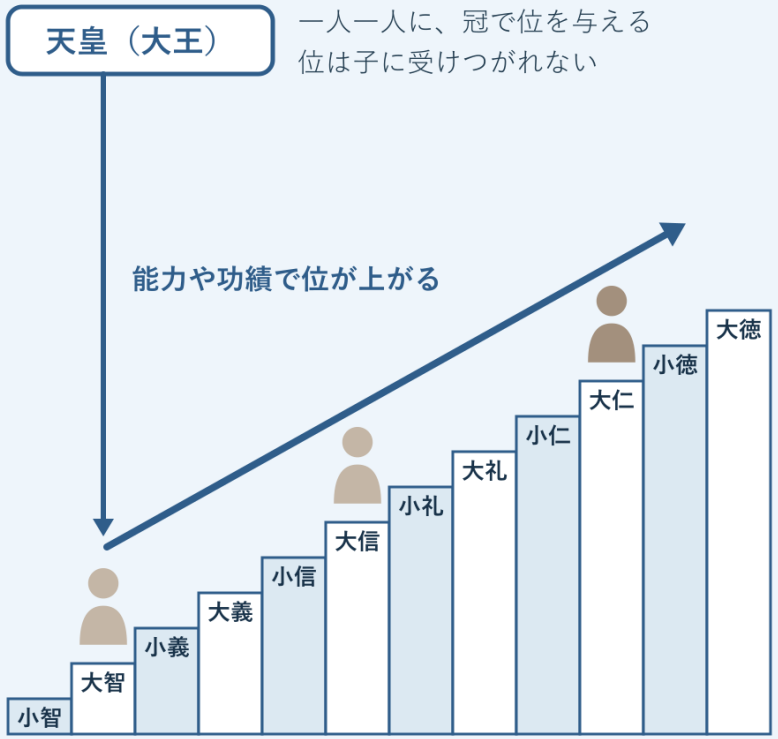
氏姓制度：それまでのしくみ



氏（血縁などでまとまった一族）ごとに姓が与えられ、
役目と地位が親から子へ受けつがれる。

地位の
決め方が
変わる

冠位十二階：603年から



家柄で地位が決まる（一族で受けつぐ）

能力や功績で位が決まる（個人に与える）

同じころ　聖徳太子（厩戸皇子）らは、604年の十七条の憲法で役人の心がまえを示し、
遣隋使を送って隋の制度に学び、天皇を中心とする政治のしくみを整えようとした。

※ 模式図。段は位の順を示す記号で、実際の冠の色や形を表さない。家柄の力がすぐになくなったわけではない。